

第 448 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬県最低賃金の改正決定について（答申）
- ・ 県民の生活を守り、最低賃金の地域間格差を解消するために、最低賃金の抜本的な引き上げを求める要請書
群馬県労働組合会議
- ・ 最低賃金の大幅な引き上げを求める要請書
生協労連コープネットグループ労働組合
- ・ 群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、実効ある中小企業支援策を求める要請書
163 筆
群馬県労働組合会議
- ・ 群馬県において最低賃金を大幅に引き上げを求める会長声明
群馬弁護士会
- ・ 特定最低賃金北関東三県比較表

※ 「第 448 回 群馬地方最低賃金審議会資料」は全ての資料を HP に公開しております。

令和4年8月12日

群馬労働局長
加藤 博人 殿

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡



群馬県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年6月30日付け群労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデ
ータで比較したところ、令和2年10月3日発効の群馬県最低賃金（時間額837
円）は、令和2年度の群馬県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添
える。

なお、昨年
の答申に於いても要望した通り、中小企業の賃上げのための環境整
備、及び、直接的、即効的、かつ、手続きの簡素化された支援策を更に拡充する
ことは、労使共通の要望である。本年も引き続き、早急な施策展開を強く望むも
のである。また、主に短時間労働者が、被扶養者資格維持の年収調整のために、
期末等に出勤日数や労働時間数を減らすことが、各事業場で問題となっているの
が現状である。最低賃金額の改定については合意を見ることができたものの、賃
金単価の上昇は、必然的に年収制限に到達する労働時間数の減少につながり、人
手不足をますます助長する要因となり得る。年収制限の上限額を上げるなどの抜
本的対策の取組みを要望する。

群馬県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
群馬県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 895 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

群馬県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 群馬県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 837 円
- (3) 発効日 令和2年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の群馬県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,597円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると群馬県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$837 \text{ 円 (群馬県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 118,849 \text{ 円}$$

2022年8月5日

群馬労働局長 加藤 博人 様
群馬地方最低賃金審議会会長 谷口 聡 様

群馬県労働組合会
議長

県民の生活を守り、最低賃金の地域間格差を解消するために、

最低賃金の抜本的な引き上げを求める要請書

日頃より労働者の賃金改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

2022年8月2日、中央最低賃金審議会は、ABランク31円、CDランク30円、加重平均で961円（3，3%）の目安を厚生労働大臣に答申しました。物価高騰に配慮して過去最高額だと評価する声も聞かれないわけではありませんが、実際には物価高騰に追いつかないばかりか、地域間格差をさらに拡大するものにもなっています。

全国労働組合総連合（全労連）は、これまでに全国27の都道府県で「最低生計費試算調査」にとりくみましたが、その結果からみると「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1，500円）以上必要であることが明らかになっています。

岸田首相は「骨太の方針2022」で「できる限り早期に全国加重平均が1，000円以上になることをめざす」としていますが、2010年には「2020年までに全国平均1，000円をめざす」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しており、すでに1，000円を超えていなければならないはずでした。しかし、答申された「目安」通りなら群馬県では895円であり、加重平均の961円を下回るのは40道県にも及びます。格差是正を図るため、去年は7県の地方最低賃金審議会で「目安」を上回る引き上げを実現しています。また、群馬弁護士会も「全国一律の最低賃金の実現及び、最低賃金の引き上げを求める会長声明」を6月15日付で出しています。

私たちは、6月21日付で「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」を提出しておりますが、中央最低賃金審議会の「目安」が答申されたことを受け、群馬地方最低賃金審議会の審議に向けて再度下記の要請を行うものです。貴職の真摯なご検討と実現に向けてのご尽力をお願いします。また、要請事項について文書でのご回答をお願いします。

【要請事項】

1. 物価高騰に苦しむ人々の生活を保障するとともに、最賃の地域間格差を是正するため、群馬県の地域別最低賃金を抜本的に引き上げること。少なくとも中央最低賃金審議会の「目安」を大幅に上回る額とすること。
2. 群馬県における地域別最低賃金を時間額1，000円以上に引き上げること。そして、賃金の生計費原則にもとづき、1，500円をめざすこと。
3. 最低賃金の大幅引き上げのために、社会保険料の減免制度を新設するなど中小企業支援を抜本的に強化することを国などに求めること。

以上



2022年8月5日

群馬労働局長 加藤 博人 様
群馬地方最低賃金審議会会長 谷口 聡 様

最低賃金の大幅な引き上げを求める要請書

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長

8月2日、中央最低賃金審議会は、2022年度の地域別最低賃金の引き上げの目安額を答申しました。目安額は、A地域とB地域が31円、C地域とD地域が30円、全国加重平均で31円の引き上げです。昨年を目安額28円を上回る過去最高額ですが、前年より3円の増額という引き上げでは、この間の物価高騰によって切迫している生活を改善することはできません。

この間、消費者物価の基礎的支出項目は4.4%上昇しています。今年の最低賃金の引き上げ額が、中央最低賃金審議会が示した目安額で決定すると、引き上げ率はA・B地域で2.98%から3.58%、C・D地域で3.37%から3.66%となり、物価上昇による生計費の支出増を補えません。低すぎる日本の賃金では、憲法25条が保障している「健康で文化的な最低限度の生活」ができない世帯がたくさんあります。今回の目安額では、こうした世帯の生活がさらに厳しくなってしまう。

労働組合は、最低賃金を全国一律制にするよう求めています。世界の多くの国では、最低賃金を全国一律にしています。全労連が各地で取り組んでいる最低生計費試算調査では、1日8時間の労働で暮らせる賃金は、全国どこでも月収24万円、時間給1,500円以上が必要との結果で、生活費用は地域間で差がないことが証明されています。昨年の中央最低賃金審議会の答申は、全国同額の目安額が示されました。しかし、今年は、地域間格差が広がる答申となっています。これ以上、地域間格差が広がることは断じて受け入れられません。

昨年、12の道府県と124の市町村議会で最低賃金の引き上げと地域格差の是正や中小企業支援策の強化を求める内容の意見書が採択されました。今年の中央最低賃金審議会で経営者委員が「資材高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されている」との理由で大幅な最賃引き上げは困難と主張しました。資材の高騰を価格に転嫁できず苦しんでいるのは中小企業です。こうした苦しい状況にある中小企業への支援を強化しなければ、最低賃金の大幅な引き上げは実現できません。中小企業への支援策を抜本的に強化することが必要です。大幅賃上げを実現することができれば、その効果は地方経済だけでなく日本経済全体を好転していくことにもつながります。

現在、各地方で最低賃金の引き上げ額の決定に向け審議が始まっています。各地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が答申した引き上げ目安額に対し、大幅に上乘せするかたちで決定されるよう要請します。



以上

群馬県の最低賃金をただちに 1,000 円以上に引き上げ、
1,500 円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と、
実効ある中小企業支援策を求める要請書

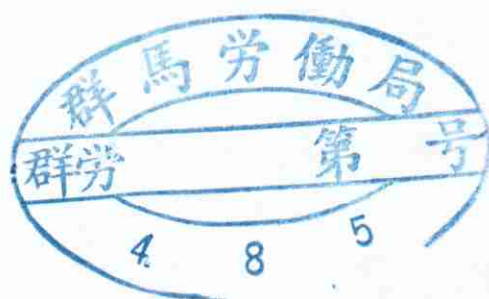
2022年8月5日

群馬労働局局長 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿



今回提出 1 6 3 筆

前回提出 2, 3 3 9 筆

計 2, 5 0 2 筆

群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町3-9-10

2022年8月4日

群馬地方最低賃金審議会 会長 様

群馬弁護士会
会長

会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、送付いたします。会長声明の趣旨をご理解いただき、慎重な審議をお願いいたします。

(添付書類)

- ・群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

以上



群馬県において最低賃金を大幅に引き上げることを求める会長声明

- 1 2022年8月1日、中央最低賃金審議会小委員会は、同年度最低賃金額の改正について、都道府県ごとのランク区分を維持しつつ、引上げ額の目安を全国平均で時給961円（値上げ幅31円）とする答申をまとめた（群馬県の目安とされるCランクでは値上げ幅は30円とされた。）。
- 2 現在、群馬県の最低賃金は865円にすぎず、これは北関東3県で最低額である。本年度に上記目安に沿った増額があっただけでは、最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、相変わらず約15万円/月額（約180万円/年額）程度の水準に留まってしまう。ところが実際の「労働者の生計費（最低賃金法9条2項）ⁱ」は、都市部でも地方でも、月額22～24万円（時給に換算すると1300円～1400円）であってⁱⁱ、地域差はほとんどない。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると、現状の群馬県の最低賃金の水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を大きく下回っているといわざるを得ない。
よって、群馬県の最低賃金額を大きく引き上げることが必要である。
- 3 もちろん、最低賃金を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことが必要であるが、昨年度において、群馬県と同水準（C、Dランク）の地方最低賃金審議会で目安額を上回る答申が相次いでいたとおり、目安額を上回る判断には相当性があり、群馬県最低賃金審議会には英断が求められている。
- 4 以上のとおりであるから、当会は、群馬地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会が答申した今年度の地域別最低賃金額改正の目安額を実現するだけにとどまらず、群馬県内の低賃金労働者の生活水準の改善に配慮して、主体的に、群馬県の最低賃金を大幅に引き上げるよう求めるものである。

2022年8月4日

群馬弁護士会 会長

ⁱ 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

ⁱⁱ 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～」及び中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照

特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
27年	841	851	830	835	825	829	836	821	830	840
28年	857	871	846	851	841	845	851	837	846	856
29年	876	892	865	869	859	865	869	855	865	875
30年	897	916	886	889	880	886	889	877	886	896
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
2年	921	945	910	913	907	910	913	904	910	920
3年	946	975	935	939	935	935	940	932	935	947
群馬局との差		+29		+4	+0		+5	-3		+12

